

令和2年3月7日

各社会福祉法人代表者様
各指定障害福祉サービス事業所管理者様
各指定障害児通所支援事業所管理者様

広島県健康福祉局長
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕
障害者支援課

新型コロナウイルス感染症患者の発生に伴う対応について（通知）

本日、広島市内において新型コロナウイルス感染症患者が、県内で初めて確認されました。これを受けて、県では、不特定多数が利用する公共施設について利用制限等の措置をとることとしました。

については、社会福祉施設等においても感染を防止するため、面会の制限を含む次の事項について対応していただきますようお願いいたします。

また、イベントの開催等を行う場合は、規模の大小にかかわらず、その必要性について再検討するとともに、開催する場合には、風通しの悪い空間をなるべく作らない等を工夫してください。

1 咳エチケットや手洗い等の徹底

職員、利用者のみならず、委託業者等を含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等による感染症対策を徹底すること。

2 出勤前の職員及び送迎前の利用者の体温計測

(1) 出勤前の職員

利用者と接する職員だけでなく事務職や送迎を行う職員、ボランティア等を含めてすべての者に対し、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤させないことを徹底すること。

(2) 送迎前の利用者

通所サービスにおいては、利用者の送迎前に家族又は職員が体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合にはサービスの利用を制限すること。

3 面会の制限

利用者家族等の面会については、可能な限り、緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましい。少なくとも、面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。

4 委託業者からの物品の受け渡しは玄関で

委託業者等についても，物品の受け渡し等は可能な限り玄関など施設の限られた場所で行うこととし，施設内に立ち入る場合については，体温を計測してもらい，発熱等の症状が認められる場合には施設への入館を断ること。

担当 指導検査グループ

電話 082-513-3158 (ダイヤルイン)

(担当者 山根，伊藤)